

上尾市業務継続計画

令和5年3月

上尾市

目次

1. 総則	1
1. 1 計画の目的	1
1. 2 計画策定の効果	2
1. 3 計画の位置付け及び地域防災計画との関係	3
1. 4 計画の基本方針	5
2. 想定災害と被害想定	6
2. 1 想定災害	6
2. 2 被害想定	7
3. 計画の発動及び解除	15
3. 1 発動基準	15
3. 2 発動権限者	16
3. 3 発動の流れ	16
3. 4 解除基準	16
3. 5 事務局	16
4. 職員の参集	17
4. 1 職員参集予測の前提条件	17
4. 2 職員参集予測	18
5. 非常時優先業務の選定	19
5. 1 選定基準	19
5. 2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定	19
5. 3 全庁的な業務継続目標	19
5. 4 選定結果	22
5. 5 必要人数と配置予定人数の比較	22
6. 業務継続に関わる現状と今後の方針	24
6. 1 指揮命令系統	24
6. 2 職員体制	25
6. 3 庁舎等	26
6. 4 電力	27
6. 5 通信手段	28
6. 6 情報システム及び行政データ	29
6. 7 執務環境	31
6. 8 水及び食料等	31
6. 9 トイレ	32
6. 10 公用車	32
7. 業務継続マネジメントによる継続的改善	34
7. 1 教育・訓練の実施	34

7. 2	業務継続マネジメントによる継続的改善.....	34
7. 3	全庁体制による計画の推進	35

【資料編】

資料 1.	職員配備体制及び災害対策本部組織	資料編-1
資料 2.	職員参集予測に基づく参集想定人数と配置予定人数	資料編-5
資料 3.	市有施設等のリソース	資料編-37
資料 4.	通信手段	資料編-49
資料 5.	重要な行政データのバックアップ	資料編-59
資料 6.	非常時優先業務	資料編-78
資料 7.	業務継続に関わる課題及び対策	資料編-189
資料 8.	地震発生時の災害対応	資料編-205
資料 9.	市町村のための業務継続計画作成ガイドとの対比	資料編-207

1. 総則

1.1 計画の目的

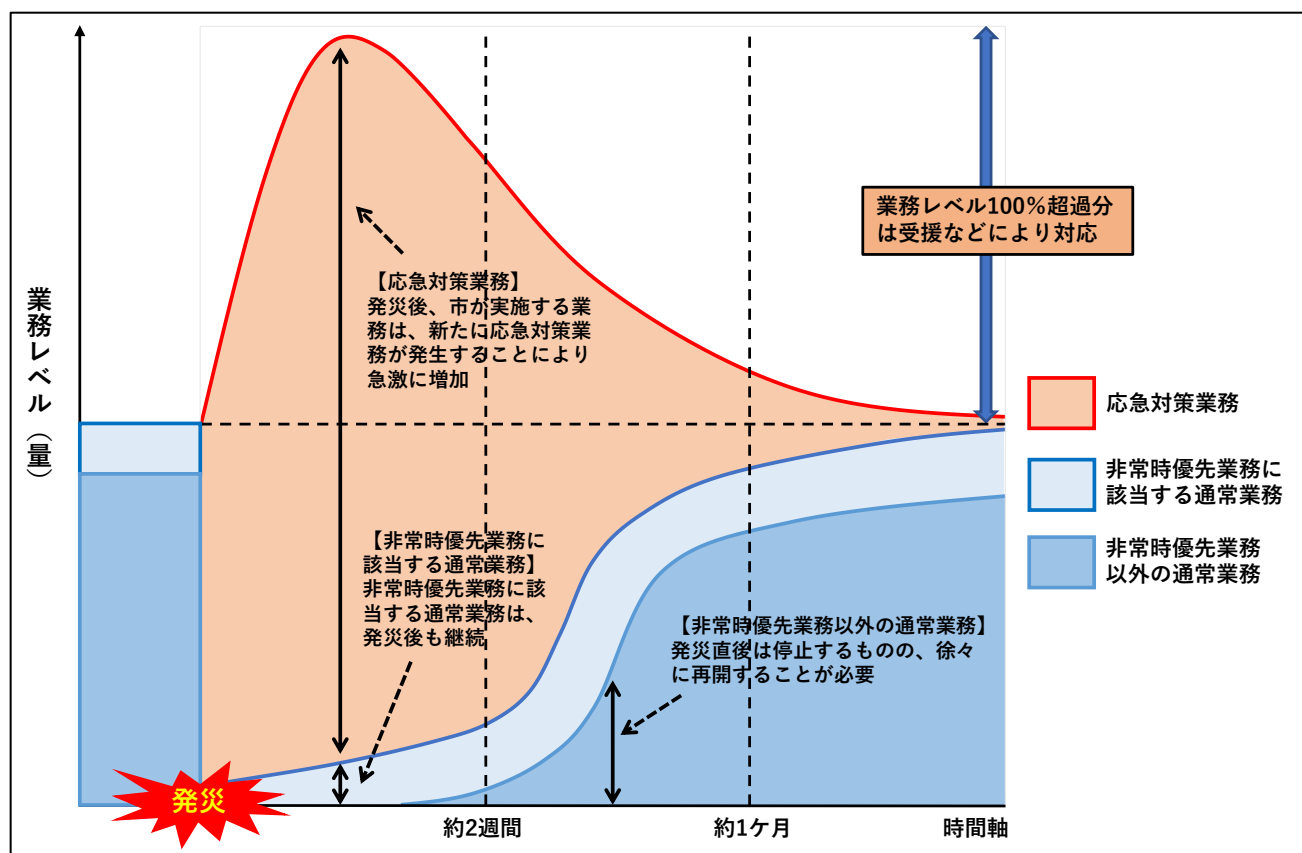
上尾市業務継続計画（以下、「本計画」という。）は、災害時に行政である上尾市（以下、「本市」という。）自らも被災し、人、物及び情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下、「非常時優先業務^{*}」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的として策定する。

※非常時優先業務: 大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(以下、「応急対策業務」という。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

1.2 計画策定の効果

大規模災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、上尾市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）では必ずしも明らかでなかった「市役所も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で市役所が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。



※時間の経過とともに応急対策業務は縮小していくが、図 1-1 に記載されている以外の災害復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

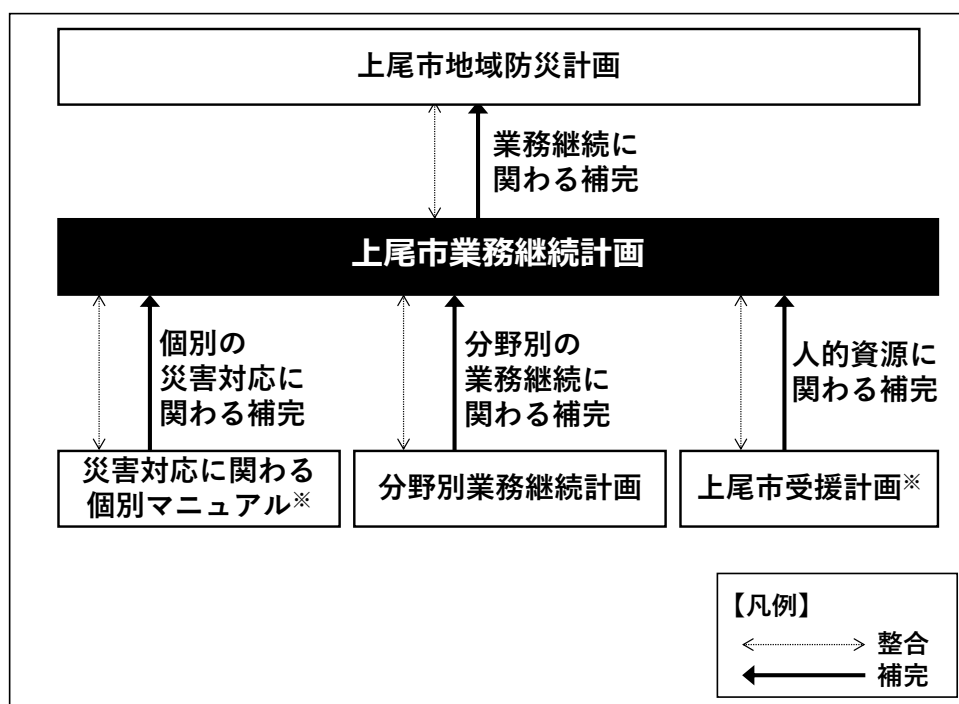
図 1-1 発災後に本市が実施する業務の推移

1.3 計画の位置付け及び地域防災計画との関係

本計画は本市の総合的な防災対策を定めた地域防災計画に基づき、災害時における業務継続のための対策を具体化した下位計画として、地域防災計画を補完する位置付けにある。

このほか、本計画の下位計画として、災害時の個別具体の手順等を定めた個別マニュアル[※]や、業務分野別に業務継続の対策をとりまとめた分野別業務継続計画、受援に関わる人的資源を位置付けた上尾市受援計画[※]があるが、これら計画等はそれぞれ保有する計画等の特徴に基づき本計画を補完する関係にある（※：上尾市受援計画及び災害対応に関わる個別マニュアルの一部は令和5年度に策定予定）。

特に、本計画の地域防災計画との関係については次表に示すとおりであるが、大きな違いは、地域防災計画が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興業務）を対象とした、総合的な防災計画であるのに対し、本計画は非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）を対象とし、災害時の業務継続に主眼を置いた計画であることにある。



※：上尾市受援計画及び災害対応に関わる個別マニュアルの一部は令和5年度に策定予定

図 1-2 本計画の位置付け

表 1-1 業務継続計画と地域防災計画との関係（内容の主な相違点）

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。
対象業務	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興業務)を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない(一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある)。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。

出典: 大規模災害発災時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月/内閣府(防災担当))に一部加筆

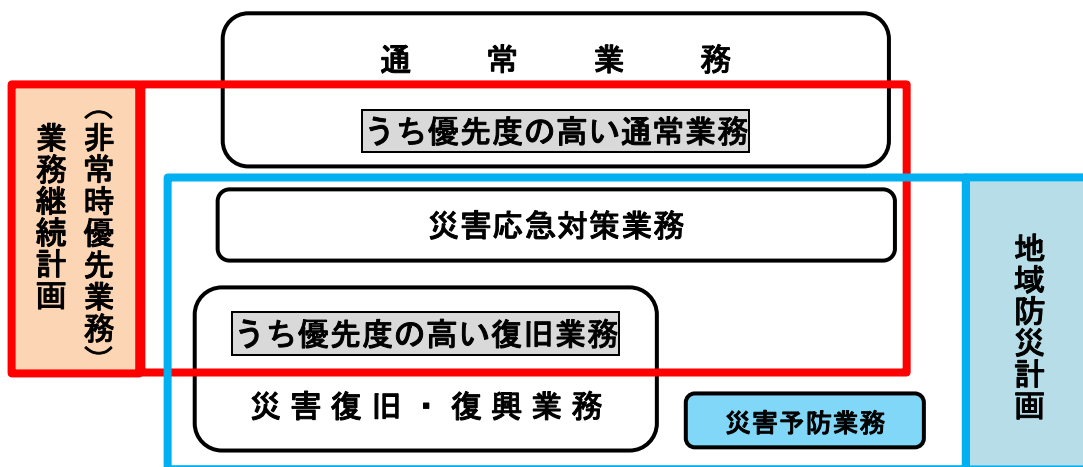


図 1-3 業務継続計画と地域防災計画の関係

1.4 計画の基本方針

本計画の基本方針は、以下の4つとする。

【基本方針 1】

大規模災害発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。

【基本方針 2】

非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

【基本方針 3】

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、あらかじめ非常時優先業務を精査し、優先順位を定めておく。

【基本方針 4】

非常時優先業務の実施にあたって人員や資機材等の資源を最大限活用すべく、全庁的な協力体制の下、必要な資源を確保する。

2. 想定災害と被害想定

2.1 想定災害

本市で想定される大規模災害は、地震、風水害など各種自然災害が考えられる。

想定災害の選定に当たっては、他の危機事象についても応用できるような計画とするため、より業務継続が困難な状況を想定する必要がある。

については、市役所本庁舎が地域防災計画上で位置付けた、応急対策業務の中心的な役割を担う防災活動拠点であるため、「本庁舎が最も被害を受ける災害」を想定するものとする。

本市が最も被害を受ける災害として、市内の最大震度7（本庁舎周辺の震度は6強）と推定される、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月/埼玉県）（以下、「埼玉県地震被害想定調査報告書」という。）に基づく活断層型の「関東平野北西縁断層帯地震」が挙げられる。本計画では当該地震のうち、震源断層の破壊開始点が本市に最も近い、震源断層の南を破壊開始点とするケースによる発災を想定する。

なお、本計画では風水害など他の危機事象について位置付けない。あらゆる危機事象を想定したとしても想定を超える事象（不測の事象）は発生し得るものであり、「本庁舎が最も被害を受ける災害」に基づき対応策を整理しておくことで、想定外の事態を含む幅広い危機事象に対しても、本計画を可能な限り応用し対応するものとする。

【想定災害】

関東平野北西縁断層帯地震

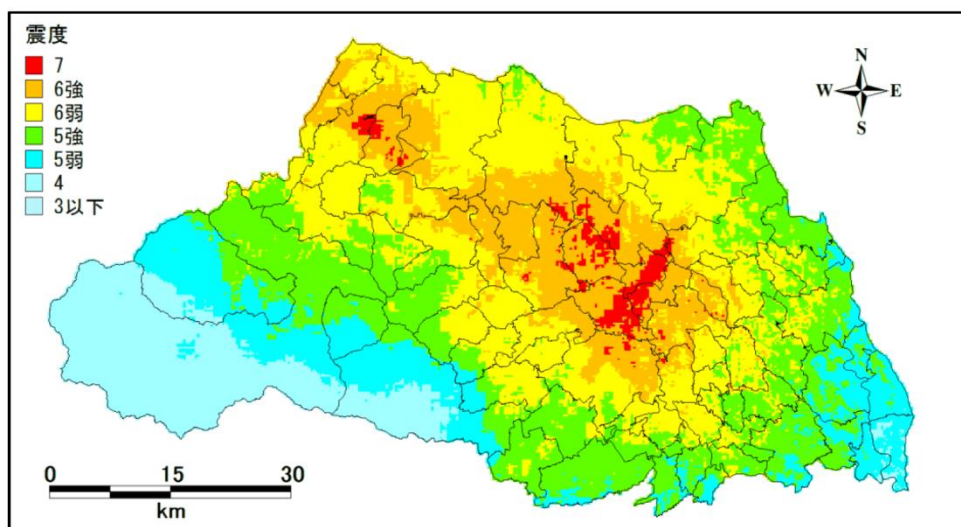
（震源断層の南を破壊開始点とするケース）

2.2 被害想定

想定災害「関東平野北西縁断層帯地震」（震源断層の南を破壊開始点とするケース）に基づく被害想定について以下に示す。

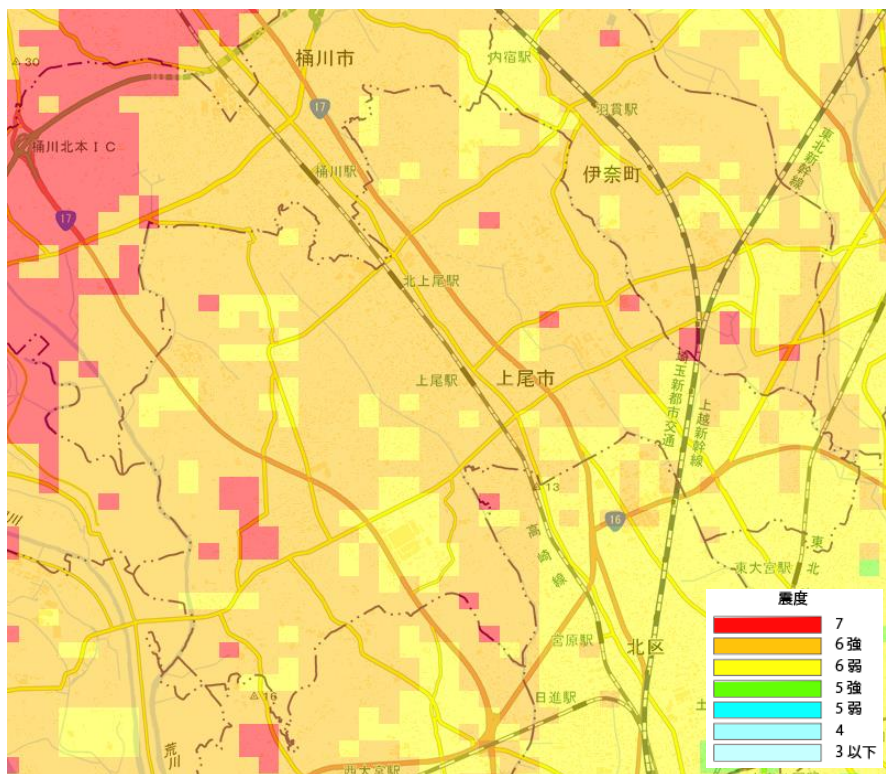
(1) 震度状況

- ・市内全域で震度6弱以上。平方地区の一部などでは震度7の分布がある。
- ・断層の破壊開始点が南側の場合、市の大部分で震度6強以上の揺れとなる。
- ・本庁舎周辺の震度は6強と推定される。



出典：埼玉県地震被害想定調査報告書

図 2-1 関東平野北西縁断層帯地震（震源断層の南を破壊開始点とするケース）における震度分布



出典: 埼玉県地震被害想定調査被害分布図

図 2-2 関東平野北西縁断層帯地震（震源断層の南を破壊開始点とするケース）における震度分布（上尾市部分拡大）

(2) 発生時期

地震発生の時期は、埼玉県地震被害想定調査報告書に示される 3 パターン(夏 12 時、冬 5 時、冬 18 時)のうち、被害や避難者、帰宅困難者が多く発生し、災害対応に必要な資源が最も必要になることが想定される冬 18 時とする。また、勤務時間外の発災で職員参集に最も時間を要する休日を想定する。

(3)市内の被害予測

埼玉県地震被害想定調査報告書に基づき、市内の被害予測は以下のとおりとする。

表 2-1 市内の被害予測 (1/2)

分類	項目		被害数量等
	名称		関東平野北西縁断層帯地震
	マグニチュード		8.1
	市内最大震度		7
建物被害	全壊棟数		4,575 棟
	半壊棟数		7,005 棟
火災	焼失棟数		792 棟
人的被害	死者数		220 人
	負傷者数		1,431 人
	うち重症者数		260 人
	1 日後	避難者	19,355 人
		(うち避難所避難者、 うち避難所外避難者)	(11,613 人、7,742 人)
	1 週間後	避難者	28,066 人
		(うち避難所避難者、 うち避難所外避難者)	(14,033 人、14,033 人)
	1 か月後	避難者	37,399 人
		(うち避難所避難者、 うち避難所外避難者)	(11,220 人、26,179 人)
	帰宅 困難者	本市内で発生する帰宅困難者数	16,538 人
市外で発生する帰宅困難者数 (上尾市民)		25,534 人	
電力	直後	停電世帯数	87,286 世帯
		停電人口	223,926 人
		停電率	100.00%
	1 日後	停電世帯数	18,174 世帯
		停電人口	46,625 人
		停電率	20.82%
	復旧日数		31 日
電話	固定 電話	不通回線数	1,082 回線
		不通率	1.64%
		復旧日数	69 日
	携帯 電話	停電率	20.8%
		不通率	1.6%
ガス	供給停止件数		28,228 件
	供給停止率		100.00%
	復旧日数		53 日
上水道	被害箇所数		421 箇所
	1 日後	断水世帯数	52,301
		断水人口	134,175 人
		断水率	59.9%
復旧日数		124 日	

表2-1 市内の被害予測 (2/2)

分類	項目		被害数量等
下水道	被害延長		199km
	機能支障人口		45,992 人
	被害率		27.7%
	復旧日数		33 日
鉄道	JR 高崎線	脱線被害の延長、率	29.6km、35.47%
	埼玉新都 市交通	脱線被害の延長、率	5.5km、42.75%
道路	道路閉塞率		3.1%
災害廃棄物			89.4 万トン

※上記の被害数量は、埼玉県地震被害想定調査報告書より、避難所生活者数が最も多い、冬の18時・風速8m/sを採用。

※復旧日数、道路は、本市だけでなく埼玉県全体における予測結果。

※鉄道は、本市だけでなく埼玉県全体における予測結果。震度6強以上のエリアで脱線による鉄道被害が発生すると想定し、震度6強以上となる延長を算定したもの。

(4) 被災シナリオ

埼玉県地震被害想定調査報告書で示される関東平野北西縁断層帯地震をベースとして本市で作成した被災シナリオを次ページ以降に示す。

なお、この被災シナリオは、本市が過去に経験したことのない最大規模の被害が生じ、非常体制二号配備により全職員が動員する中での状況を、他自治体の過去の被災事例等を参考にして作成したものである。

表 2-2 被災シナリオ (1/4)

大分類	小分類	発災～3 時間	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
自然現象	地震動	関東平野北西縁断層帯で地震が発生。平方地区の一部などで震度 7、市内全域で震度 6 弱以上を観測。	震度 4～5 程度の余震が頻発。	震度 3～4 程度の余震が頻発。	余震が頻発。	余震が継続。	余震の回数は減少傾向。
	液状化	市西部の荒川・江川、市東部の原市沼川の周辺で液状化が発生。液状化による建物が傾く被害も起こる。	一部で噴砂が見られ、液状化に伴う埋設管等の被害発生を確認。	液状化に伴う建物や埋設管等の被害箇所への立入禁止等、安全確保措置を実施。	噴砂の処理や、被害を受けた建物やライフラインの復旧が始まる。	液状化被害への復旧を継続。	液状化被害への復旧を継続。
(市役所) 本庁舎	建物・執務環境	庁舎の壁にひび割れ、ガラス割れ、天井落下等の被害を受けるものの、倒壊は免れる（倒壊危険性なしと判断）。オフィス家具の転倒や書類の散乱により、業務再開に制限を受ける。	オフィス家具の転倒や書類の散乱への対応を実施、概ね完了。	庁舎の壁のひび割れ、ガラス割れや天井落下等への応急復旧を実施、概ね完了。	徐々に都市機能が回復するに従い、市の通常業務に対するニーズも増加。	—	—
	電力	市内全域で停電が発生。非常用電源が稼働し一部のコンセントは使用可能。	停電が継続。非常用電源の稼働が継続。	発災から 2 日後に停電の復旧が完了。	—	—	—
	電話・通信	設備故障により一部の電話が使用不能。県内全域で輻輳が発生し、災害時優先電話を除き通話困難。	一部の電話の使用不能が継続。輻輳は当日中にほぼ解消。	設備故障の応急復旧を実施、完了。	—	—	—
	防災行政無線	故障により一部の端末が使用不能。停電が発生するが、バッテリーで稼働。	一部の端末の使用不能が継続。保守業者に復旧を依頼。	一部の端末の使用不能が継続。保守業者が復旧を開始。停電が解消し、電源確保。	一部の端末の使用不能が継続。保守業者が復旧を継続。	保守業者による応急復旧が完了。	—
	情報システム	機器の破損や断線等により、重要システム及びネットワークが使用不能。端末はノートパソコンのみ内部バッテリーで稼働するが、ネットワークへのアクセスや印刷は不可。	重要システム及びネットワークの応急復旧を開始。端末は内部バッテリーを消耗し、非常用電源に接続するもののみ稼働。	行政ネットワーク、住基、内務事務等の重要システムの一部が復旧完了。停電が解消し、電源確保。	各所属の業務システム等を含め、概ね全てのシステムの復旧が完了。	—	—
市街地	建物	この時点では判明していないが、市内で 4,575 棟が全壊し、7,005 棟が半壊。救助活動を開始。	余震に伴い、建物被害が拡大。建物への閉じ込め等の救助活動を開始。要請多数あり。救助活動を継続。	発災から 3 日間で建物への閉じ込め等への救助活動は概ね完了。建築物の応急危険度判定を開始。り災証明書の調査方針・体制の構築。	建物の解体・修繕等が開始されるが、業者が不足。建築物の応急危険度判定を継続。り災証明書の現地調査を開始。	業者が不足する中、建物の解体・修繕等が継続。建築物の応急危険度判定を継続。り災証明書の受付・調査等を継続。	業者が不足する中、建物の解体・修繕等が継続。建築物の応急危険度判定を継続。り災証明書の受付・調査等を継続。

表 2-2 被災シナリオ (2/4)

大分類	小分類	発災～3 時間	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
市街地	火災	地震により、市内で出火が 24 件発生。消火活動を開始。延焼発生地域を対象に、避難指示を発令。	消火活動を継続するが、延焼も広がる。	消火活動により徐々に鎮火。焼失棟数は 792 棟。概ねの鎮火をもって避難指示を解除。	—	—	—
交通	道路	市外の高速道路は全面通行止め。一般道では、路面や橋梁の被害、建物やブロック塀倒壊による道路上への瓦礫の散乱等で通行不能が多数発生。また、信号停電による交通の混乱も発生。	市外の高速道路は、緊急車両専用として供用再開。緊急交通路において一般の交通が規制されるとともに、道路啓開が実施される。被害状況調査及び応急復旧を開始。	道路啓開により、通行支障箇所は減少。ただし、安否確認や、物資配送等の交通需要により、各地で交通渋滞が発生。被害状況調査及び応急復旧を継続。	道路施設の復旧が始まり、通行支障箇所の減少していく一方、復旧作業による不通区間が発生。各地の交通渋滞は継続。	道路施設の復旧が本格化。通行支障箇所の減少に伴い、渋滞も減少傾向。	道路施設の復旧を継続。
	鉄道	地震により市内の鉄道は全て不通。JR 上尾駅及び北上尾駅を中心に、帰宅困難者が滞留。	市内鉄道の不通は継続。帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ開始。	市内鉄道の不通は継続。代替バスが運行され、帰宅困難者は解消。	大規模被害を受けた箇所を除き、一部運行再開。	一部で運休があるものの、運行が徐々に再開。	通常運行を再開。
ライフライン	電力	発電所の停止、送変電設備の被害等による、市内全域で停電発生。	非常用発電設備のない病院等で、電源車による給電が行われる。	一部地域を除き、停電の復旧が完了。	送電施設が被災した施設で、一部停電が継続。	復旧に伴い停電箇所は減少するものの、ごく一部の地域で停電が継続。	発災から約 1 か月で市内全域で復旧完了。
	電話・通信	設備故障により一部の電話が使用不能。県内全域で輻輳が発生し、災害時優先電話を除き通話困難。メール・インターネットについても障害・遅延が発生。	一部の電話の使用不能が継続。輻輳やメール・インターネットの遅延は発災から 1 日以内にほぼ解消。	一部の電話の使用不能が継続。設備故障の応急復旧を実施。	一部の電話の使用不応が継続。設備故障の応急復旧を継続。	被災した回線の復旧が完了。通話・通信とも、正常化。	—
	ガス	市内全域で都市ガスの供給が停止。	市内全域での都市ガスの供給停止が継続。	被害が少なく、安全が確認された一部地域で供給が再開。復旧工事開始。	復旧工事により供給停止戸数は減少。	復旧工事により供給停止戸数はさらに減少。	ごく一部で供給停止が継続。
	上水道	上水道施設の被害により、市内で 52,301 世帯が断水、断水率 59.9%。配管被害により、道路上の漏水発生。上水道を水源とする消火栓の一部が使用不能。	断水は継続。応急給水活動が開始。	上水道施設の応急復旧が開始。応急給水活動が本格化。	応急復旧により断水世帯は徐々に減少。応急給水活動を継続。	応急復旧により断水世帯は徐々に減少。避難所等では給水栓が設置され、給水車による応急給水活動は縮小。	応急復旧により断水世帯はごく一部に減少したため、応急給水活動は終了。

表 2-2 被災シナリオ (3/4)

大分類	小分類	発災～3 時間	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
ライフライン	下水道	管継ぎ手の離脱、クラック、土砂流入による閉塞等で管路が被害を受け、下水道の使用不能が発生。市内 45,992 人、27.7% に支障が生じる。液状化で人孔の浮上が発生し、一部で交通に影響。	避難所等でも下水道の使用不能が発生し、仮設トイレが設置される。	応急復旧工事の開始。断水が継続していることから汚水の流入量は限られる。	被害の小さい地域から、下水の利用が再開される。	下水使用可能な地域が徐々に広がる。大部分では応急復旧完了。	発災から約 1 か月で市内全域で復旧完了。
人的被害	死者・行方不明者	220 人の死者発生。行方不明者の捜索活動が開始される。	遺体安置所を設置。搬送・検死・身元確認が開始される。	身元確認後、家族への遺体の引き渡しが始まるが、身元不明の遺体もある。	一部行方不明者を除き、大規模な捜索活動は終了する。火葬場では多数の遺体の処置を実施。	行方不明者の捜索は規模を縮小して継続。	被災生活の長期化により、災害関連死・孤立死等が発生。
	負傷者	建物被害・火災を主要因として、1,431 人の負傷者が発生。DMAT 到着、活動開始。医療施設や応急救護所での治療が始まる。ただし、被災により負傷者の受け入れが困難となる医療施設も発生する。	被災を受けた医療機関でも、備蓄・供給物資の活用等で、負傷者を受け入れ始める。ただし、受け入れ体制は十分ではなく、重傷者を中心に広域搬送も実施。	負傷者に対する災害時医療活動の継続。	生活不活発病、エコノミックラス症候群を発症する被災者が発生。	被災者の中に、PTSD 等により、心のケアを要する人が多く発生。	被災者の心身への継続的なケアが必要となる。
	避難者	市内の小中学校を中心に指定避難所が開設される。各避難所に多数の避難者が集まり、収容人数の少ない避難所は受け入れ困難となる。一方で、自動車内等避難所外の避難者も多数発生する。	発災から 1 日経過時点で、避難者は 19,355 人（うち避難所内 11,613 人、避難所外 7,742 人）。余震や、断水の影響で今後も増加することが想定される。	余震の継続等により避難者は増加。一般の避難所で生活が困難な要配慮者は福祉避難所で受入れる。感染症対策としてソーシャルディスタンス等の環境整備や、マスク・消毒剤等の防疫資機材配布を行う。	余震の継続や断水等により避難者は増加。発災から 1 週間経過時点で避難者は 28,066 人（うち避難所内 14,033 人、避難所外 14,033 人）。食料・生活物資の不足等が顕在化。避難所運営体制が確立し始める。	余震の減少や復旧により、被災者が自宅に戻りはじめるが、断水の継続等により避難者は増加。物資供給は徐々に安定化しつつも、ニーズの多様化への対応を要する。開設避難所数全 48 箇所となる。感染症拡大の危険性も考慮し、感染対策の徹底が求められる。	復旧が進み自宅に戻る避難者が増加するが、断水の継続等により、避難者は増加。1 か月経過時点で避難者は 37,399 人（うち避難所内 11,220 人、避難所外 26,179 人）となる。みなし仮設を含む仮設住宅の供給開始により、避難所の統廃合が始まる。避難所生活の長期化により、体調を崩す避難者が増える。心のケアを要する人が増える。

表 2-2 被災シナリオ (4/4)

大分類	小分類	発災～3 時間	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
人的被害	帰宅困難者	J R 上尾駅及び北上尾駅を中心に、帰宅困難者が滞留。市外で上尾市民が帰宅困難者となり、学校、保育施設での生徒・児童の引き取りが困難となる。	一時滞在施設への受入れ開始。バスの手配等による帰宅支援を開始。	代替バスの運行等により帰宅困難者は解消。	—	—	—
その他	災害廃棄物	この時点で判明はしていないが、市内全域で 89.4 万トンの災害廃棄物が発生。	道路啓開作業等では、道路脇への一時的な廃棄物の集積が行われる。	廃棄物仮置場へ搬入が始まる。市民やボランティアの片付け作業が始まり、廃棄物が発生。	市民やボランティアの片付け作業が続き、継続的に廃棄物が発生する。	全壊建物の撤去の開始に伴い、廃棄物仮置場へ搬入が増加する。	事前指定の廃棄物仮置場のスペースに不足が発生、臨時指定や他自治体への受け入れ要請を実施。
	救援物資	小中学校等では、事前配置した備蓄物資を避難所生活者に提供。	避難所への物資の配送を開始。プッシュ型の救援物資が届き始める。	避難所への物資の配送を継続。防災拠点を開設し、24 時間体制での物資の受入・配布を開始。救援物資が増え、保管・仕分け・配送に多数の人員を要す。道路の不通や渋滞により配送の遅延が発生。	避難所への物資の配送を継続。防災拠点での 24 時間体制での物資の受入・配布を継続。物資供給が徐々に安定化する一方で、各地から多くの支援物資が届き、物資集積場所の対応がさらに増加。	避難所への物資の配送、防災拠点での 24 時間体制での物資の受入・配布を継続。	避難所への物資の配送、防災拠点での 24 時間体制での物資の受入・配布を継続。
	流通・物流	店舗の被災・交通ネットワーク機能の停止により、物流機能が停止する。	物流機能の停滞により、臨時休業する店舗が多数発生。	物流機能の停滞により、臨時休業する店舗が多い状況が続く。一部再開した店舗では長い行列がでるなど、市民に十分な物資が行きわたらない状況。	不足しがちな物資（カセットコンロ等）について、不当に高額で販売するなど、適切な物価の監視、指導が必要となる。	徐々に都市機能が回復し、物流も回復傾向。	概ね物流は回復するが、大規模被災を受けた店舗では再開できないところも残る。
	関連法規の適用	—	災害救助法の適用が即日決定される。	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、「激甚災害」に指定される。	—	被災者生活再建支援法が適用される。	「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する「非常災害」に指定される。

3. 計画の発動及び解除

3.1 発動基準

本計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。なお、本計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

- (1) 大規模な災害が発生し、上尾市災害対策本部（以下、「市本部」という。）が設置され、非常体制二号配備が敷かれた場合には、自動的に発動するものとする。
- (2) 大規模な災害が発生し、市本部が設置され、非常体制一号配備が敷かれている場合には市本部で発動の検討を行う。
- (3) 上記以外の場合において、上尾市災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合には発動できるものとする。

市本部設置基準【参考】

【地震】

○震度 5 強以上の地震で、相当規模の災害が発生したとき又は甚大な被害が発生した場合若しくは「南海トラフ地震臨時情報発表(巨大地震警戒)」が発令された場合

【風水害】

○洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、氾濫危険情報(警戒レベル 4 相当)が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合

○特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき若しくは甚大な被害が発生した場合

上尾市地域防災計画より抜粋(一部編集)

非常体制二号配備設置基準【参考】

【地震】

○震度 6 弱以上で激甚な災害が発生した場合

【風水害】

○激甚な災害が発生した場合

上尾市地域防災計画より抜粋(一部編集)

3.2 発動権限者

本計画の発動権限者は上尾市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）（市長）とする。

なお、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、6.1に示す職務代行順位に従い、その権限を委任するものとする。

3.3 発動の流れ

本計画は、非常体制二号配備が敷かれた場合の自動発動を除き、以下の流れで発動する。

- (1) 災害対策本部会議において、副本部長（副市長）及び本部員（教育長及び各部長）は、市域及び市役所機能の被害状況等を本部長に報告する。
- (2) 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- (3) 発動が決定された場合、総務部危機管理防災課（以下、「危機管理防災課」という。）は、直ちにその旨を全庁に報告する。
- (4) 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、災害対策本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各部各課は対応体制をとる。
- (5) 危機管理防災課は、業務の実施状況を把握するものとする。

3.4 解除基準

本部長は、通常の体制への復帰が相当であると判断したときに、業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、各部各課は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

3.5 事務局

危機管理防災課が事務局となり、発動や解除の手続きに関する事務を処理する。

4. 職員の参集

4.1 職員参集予測の前提条件

非常時優先業務の実施に向け、あらかじめ参集可能な本市職員の人員を想定しておく必要がある。前述した2.2 被害想定に基づく職員の参集予測に向け、前提条件を設定した。

表 4-1 職員参集予測の前提条件

前提条件の項目	前提条件の詳細
参集手段	・徒歩又は自転車
移動速度	・2.5km/h (道路の被災や障害物回避の必要性等を考慮し、自転車も徒歩と同じ速度と仮定。)
移動距離の上限	・30km (ただし、30km 以遠の居住者は、公共交通機関が回復する可能性の高い3日後から参集可能とする。)
参集距離	・職員の居住地から参集先までの経路距離
参集不能割合※ (被災者又は避難者となる割合)	・職員が死傷者となる割合;1% (全期間にわたり1%の職員が参集不能と想定。) ・職員が避難者となる割合;8.5% (1週間後から参集可能と想定。)
参集職員数の補正	・3時間区分における職員数については、参集者全員が発災から3時間、従事できるわけではないことを考慮し、発災から1.5時間までに参集した職員が業務に従事できる職員として補正。
時間区分	・「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」の6区分

※参集不能割合は埼玉県地震被害想定調査報告書を参考に設定

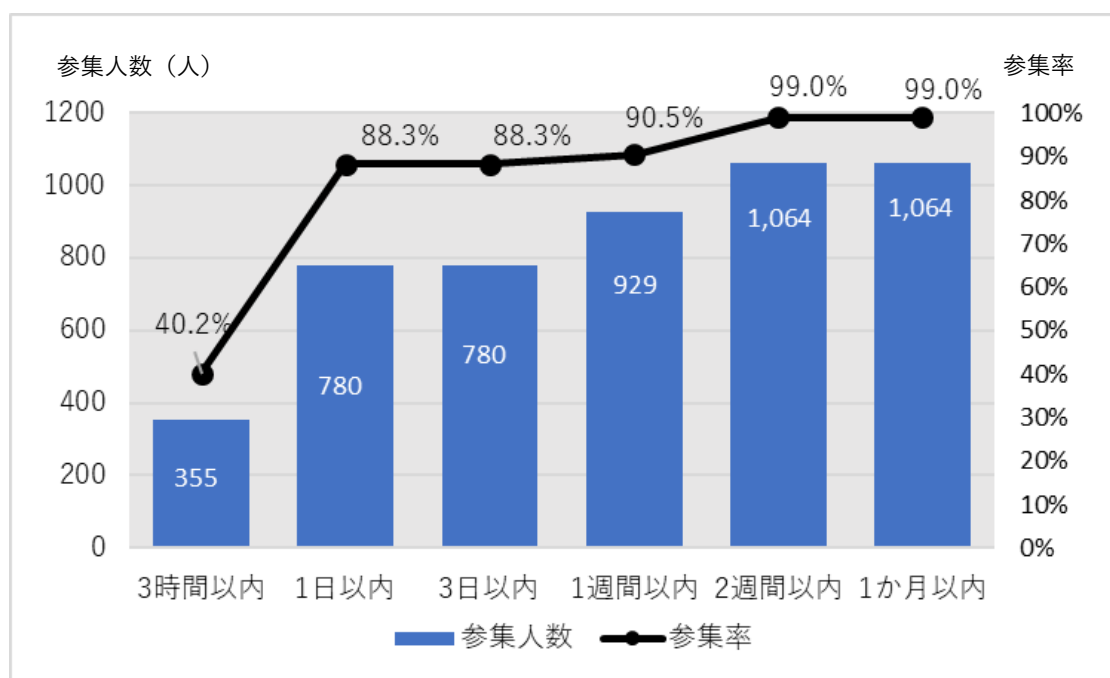
4.2 職員参集予測

前述した4.1 職員参集予測の前提条件及び2.2 被害想定に基づき、本市職員の参集可能人員について予測した。

表 4-2 職員参集予測の結果

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
参集人数	355人	780人	780人	929人	1,064人	1,064人
参集率	40.2%	88.3%	88.3%	90.5%	99.0%	99.0%
対象職員	883人 (避難所要員を除く職員)			1,027人 (避難所要員の1/4を除く職員)	1,075人	

※令和4年6月1日現在の職員情報をもとに算出。1か月以降に交代制勤務に戻る消防職員や、部長・次長等の部付きの職員及び、国・県に出向している課付職員、学校勤務の給食調理員、用務員、避難所要員等を除く。



※1か月以降に交代制勤務に戻る消防職員や、部長・次長等の部付きの職員及び、国・県に出向している課付職員、学校勤務の給食調理員、用務員、避難所要員等を除く。

図 4-1 参集可能人員の予測結果

5. 非常時優先業務の選定

5.1 選定基準

非常時優先業務は、災害時に特有の業務である応急対策業務と、平時から実施する通常業務のうち災害時にも行うべき業務である優先度の高い通常業務から構成される。

本計画では、地域防災計画に位置付けた応急対策業務と、本市の通常業務がリスト化されている事務分担表から、災害時にも行うべき業務である優先度の高い通常業務を抽出し、非常時優先業務として選定した。

なお、非常時優先業務の対象期間は、発災後の人員や資機材等の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立され则认为られる発災後 1 か月以内とし、発災後 1 か月以降に開始する通常業務を休止業務（一部、1 か月以降に開始する応急対策業務を含む）とした。

5.2 業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定

本市における応急対策業務と通常業務の中から選定した非常時優先業務について、業務開始目標時期及び業務終了見込時期の設定を行った。

業務開始目標時期は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」の例をベースに、発災後 4 日から 1 週間以内は避難所要員であった 3/4 の職員が所属部署に戻ることも考慮し、6 段階（3 時間以内、1 日以内、3 日以内、1 週間以内、2 週間以内、1 か月以内）とした。

業務終了見込時期については、順次、終了が見込まれる応急対策業務を対象に、上記の 6 段階から設定した。

5.3 全庁的な業務継続目標

全庁的な業務継続目標として、全庁的に優先して実施すべき代表的な応急対策業務及び通常業務について、6 段階の業務開始目標時期に応じて表 5-1 に整理した。

表 5-1 全庁的な業務継続目標 (1/2)

時間 区分	業務継続目標	
	応急対策業務	通常業務
3時間 以内	<p>【本部設置、所管施設被害の把握等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全参集職員の動員及び安否確認等のとりまとめに関する事 ➤ 本部の設置、運営及び閉鎖に関する事 ➤ 情報システムの復旧及び確保・保全に関する事 ➤ 所管施設の被災状況把握・応急措置及びそれらの情報取りまとめに関する事 <p>【救出・救助、避難支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救出、救助に関する事 ➤ 指定緊急避難場所の開設及び閉鎖並びに整備に関する事 ➤ 避難所対応・避難者支援の統括に関する事 ➤ 在宅避難行動要支援者の被災状況把握・安否確認に関する事 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体への応援要請に関する事 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ インターネットや防災行政無線(固定系)放送による情報発信の総括に関する事 <p>【市民等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地区本部(支所班・出張所班・公民館班)との連携調整に関する事 ➤ 児童生徒、教職員及び家族の被害調査に関する事 ➤ 園児の保護者への引渡しに関する事(保育所) ➤ 帰宅困難者対策に関する事 ➤ り災者に対する水道水の確保・応急給水に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難行動要支援者に関する事 ➤ ネットワーク設備管理 ➤ 証明書発行 ➤ 金融機関との連絡
1日 以内	<p>【応急復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 応急対策・応急復旧の方針検討に関する事 <p>【避難生活等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害物資・備蓄品の管理・輸送に関する事 ➤ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ➤ 感染症患者の隔離収容その他予防に関する事 ➤ 仮設トイレに関する事 <p>【遺体処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺体安置所の開設及び搬送された遺体の収容・一時保管に関する事 <p>【廃棄物処理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害廃棄物に関する事 <p>【災害救助法適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害救助法の適用に関する事 <p>【住家に関する被災者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基幹系システムの管理 ➤ 広域行政に関する事 ➤ 公金収納 ➤ 住民基本台帳事務 ➤ 戸籍事務 ➤ 児童虐待・児童相談に関する事 ➤ ごみ処分・運搬委託事業

表 5-1 全庁的な業務継続目標 (2/2)

時間 区分	業務継続目標	
	応急対策業務	通常業務
3日 以内	【市有施設の応急危険度判定、建物の復旧】 ▶ 市公共施設の応急危険度判定に関すること ▶ 市有建築物の災害復旧に関すること 【廃棄物処理等】 ▶ し尿処理及び消毒に関すること	▶ 庁議・次長会議に関すること ▶ 予算に関すること ▶ 歳入管理に関すること ▶ 感染症対策 ▶ 防犯活動の推進に関すること ▶ 養育支援に関すること
1週間 以内	【住家に関する被災者支援】 ▶ 住家非住家の家屋被害認定調査に関すること ▶ 被災者台帳の作成に関すること ▶ 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること ▶ 応急仮設住宅用地の確保・応急仮設住宅の維持管理に関すること 【長期避難生活への支援】 ▶ り災者の巡回健康相談・精神保健・栄養指導に関すること ▶ 入浴施設に関すること 【就労再開に向けた支援】 ▶ 応急保育に関すること	▶ 本会議に関すること ▶ 市庁舎の管理 ▶ 保育所の運營業務に関すること ▶ マイナンバーに関すること ▶ 国民健康保険の給付に関すること ▶ 工事・設計・積算に関すること
2週間 以内	【住家に関する被災者支援】 ▶ り災証明に関すること 【応急教育】 ▶ 災害時における児童生徒の応急教育に関すること 【税金等の免除】 ▶ 国民年金保険料の免除、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等の減免に関すること	▶ 放課後児童健全育成事業に関すること ▶ 保健事業に関すること ▶ 生活保護に関すること ▶ 中小企業融資に関すること ▶ 街路事業に関すること ▶ 図書館運営に関すること
1か月 以内	【資金調達等】 ▶ 災害予算の編成及び資金の調達に関すること	▶ 政策的業務に関すること ▶ 基金及び資金管理 ▶ 中小企業に対する金融措置・相談に関すること ▶ 農業被害に対する支援措置・相談に関すること ▶ 障害児者の生活支援事業に関すること ▶ 市街地整備 ▶ 生涯学習に関すること

5.4 選定結果

非常時優先業務の選定結果を表 5-2 に示す。

非常時優先業務数について、3 時間以内は 646 業務であったのに対し、発災から時間経過に伴い増加し、1 か月以内では 1,418 業務となっている。優先度の高い通常業務については徐々に再開するため、1 か月以内に向けてその数は増加するが、応急対策業務は 1 週間以内が最も多くなっている。

一方、時間区分に応じた割合に着目すると、3 時間以内は 9 割以上が応急対策業務であったのに対し、時間経過に伴い徐々に減少し、1 か月以内には 4 割程度に留まり、優先度の高い通常業務の割合の方が大きく転じている。

表 5-2 時間区分に応じた非常時優先業務の数

時間区分	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
非常時優先業務 (=①+②)	646 業務 (100%)	839 業務 (100%)	944 業務 (100%)	1,079 業務 (100%)	1,176 業務 (100%)	1,418 業務 (100%)
①応急対策業務	597 業務 (約 92%)	668 業務 (約 80%)	679 業務 (約 72%)	682 業務 (約 63%)	648 業務 (約 55%)	598 業務 (約 42%)
②優先度の高い 通常業務	49 業務 (約 8%)	171 業務 (約 20%)	265 業務 (約 28%)	397 業務 (約 37%)	528 業務 (約 45%)	820 業務 (約 58%)

※避難所要員による業務を除く。

5.5 必要人数と配置予定人数の比較

非常時優先業務ごとに、前述の 5.4 で得た必要な人数（以下、「必要人数」という。）と、4.2 職員参集予測により得た参集可能人員に基づき配置可能な予定人数（以下、「配置予定人数」という。）について、比較した。

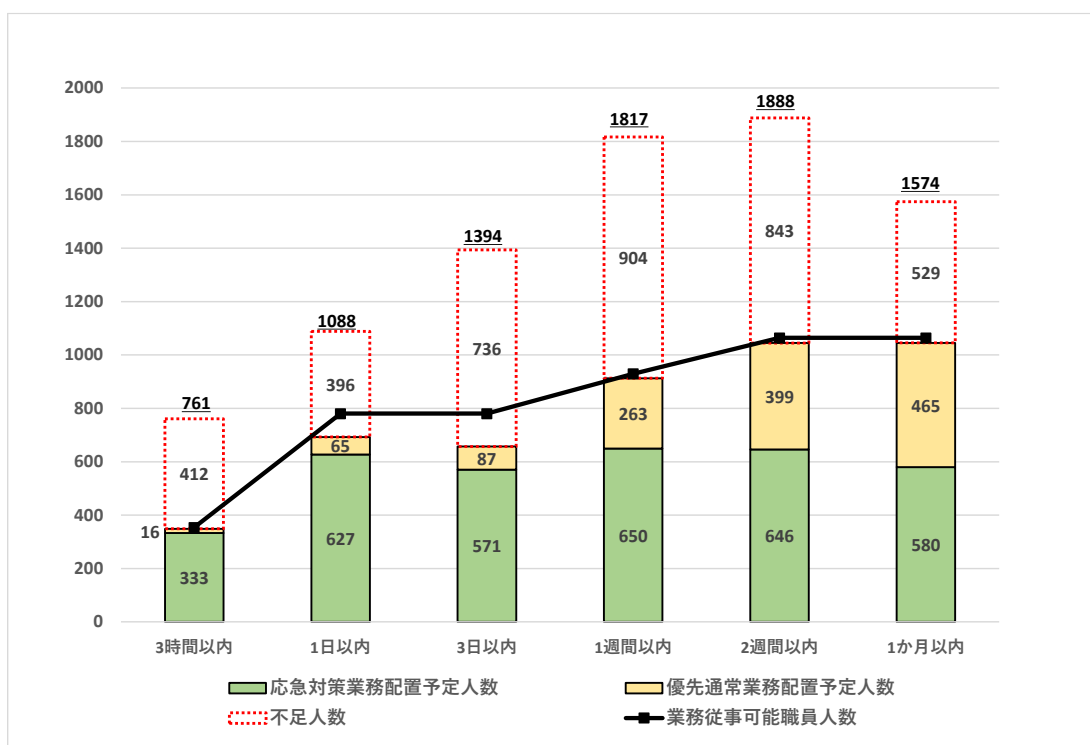
比較した結果、以下の特徴が挙げられる。

- ◆発災初期は、必要人数が配置予定人数の 2 倍以上、上回る（職員が不足する）。
- ◆必要人数と配置予定人数の差（不足人数）は、最大で「1 週間以内」の時間区分となる。最小となるのは「1 日以内」の時間区分であるものの、発災後から 1 か月以内までに 396 人から 904 人の人員不足が想定される。

表 5-3 各時間区分における必要人数と配置予定人数

時間区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
①必要人数	761人	1,088人	1,394人	1,817人	1,888人	1,574人
②配置予定人数	349人	692人	658人	913人	1,045人	1,045人
応急対策業務	333人	627人	571人	650人	646人	580人
	優先度の高い 通常業務	16人	65人	87人	263人	399人
不足人数 (=①-②)	412人	396人	736人	904人	843人	529人

※消防職員は1か月以降に交代制勤務に戻るケースがあるため、消防職員を除く。また、避難所要員を除く。



※消防職員は1か月以降に交代制勤務に戻るケースがあるため、消防職員を除く。また、避難所要員を除く。

図 5-1 各時間区分における必要人数・配置予定人数・不足人数

6. 業務継続に関わる現状と今後の方針

6.1 指揮命令系統

◆担当部署；【総務部】危機管理防災課、【各課】

現状

本市の災害対策本部の指揮命令系統として、「上尾市災害対策本部に関する規程」、「上尾市長の職務代理に関する規則」及び地域防災計画等に基づく各役職に関する代行順位を示す。

表 6-1 各役職が不在の場合における職務代行の順位

役職	第1順位	第2順位	第3順位
本部長 (市長)	副市長	総務部長	行政経営部長
副本部長 (副市長)	総務部長	行政経営部長	都市整備部長
部長	次長	部付	課・班長

※既往計画で定めていた本部長の職務代行の順位以外については、本部長の代行順位や、上尾市災害対策本部に関する規程等に基づく職制を参考に位置付け。

※同一の役職が複数人、参集している場合は、このうち本市の職務経歴期間が最も長い者とする。

また、本市の災害対策本部の多くの部署では、平常時の組織を活用した構成となっており、「上尾市災害対策本部に関する規程」や地域防災計画等において、平常時の職務と同じ指揮命令者が上記の役職のとおり位置付けられている。

一方で、避難所要員や統括部の各班員、庁内応援人員等、本市の災害対策本部の一部は平常時の組織と異なる配置となっており、指揮命令系統の確立が求められる。

今後の方針

○避難所要員や統括部の各班員、庁内応援人員等、平常時の職務と異なる配置となる人員（組織）について、指揮命令系統を確立しておく。

6.2 職員体制

◆担当部署；【総務部】職員課、危機管理防災課、【各課】

現状

災害時は4.2で前述のとおり、職員自身やその家族の被災、公共交通機関の停止等により、職員が参集困難となることが想定される。また、参集後は参集困難となる職員を除いた人員により、膨大な応急対策業務と優先度の高い通常業務を実施する必要があることから、深刻な人員不足が発生することが見込まれる。

一方で、既往災害において必要以上に人員が割かれることが問題とされていた避難所運営については、市担当職員、施設管理者、自主防災組織がサポートを行うものの、徐々に避難者主体に移行させるものとし、発災後4日からは避難所要員の3/4の職員が、発災後1週間からは避難所要員の全職員が所属部署に戻る等、人員不足への対策を計画済みである。このほか、災害対策本部内の部局横断的な組織として、情報集約や広報、職員等の動員調整、物資の調整等、重要な災害対応を担う統括部が位置付けられており、災害時に有効な組織体制が整備されている。

このほか、災害対応の長期化に向け、勤務ローテーションの確立が重要となるが、その実効性の確保に向けては、職員の安否や参集状況の把握が必要である。

発災以降における職員の安否確認や継続的な参集状況の把握に当たっては、「安否確認システム」を導入しており、確認可能な体制が整備されている。また、参集後は、全ての部署において、「課班の参集職員の把握に関すること」が災害対策業務として位置付けられており、各部班の次長が職員の動員状況を把握し、統括部動員調整班（総務部職員課）へ報告することで、統括部動員調整班（総務部職員課）が一元的に職員参集状況を集約する体制が整備されている。

なお、災害初期には特に時間外労働が想定されるが、時間外労働の運用については基本的に平常時と同じである。

今後の方針

- 参集可能な職員を確保すべく、職員自身やその家族の被災を防止又は軽減するため、防災対策に関わる職員への教育等を徹底する。
- 参集状況の継続的把握に関わる効率的手法の検討に努める。
- 職員だけでは非常時優先業務の実施に限界がある部署があるため、受援計画の策定※等により庁内外の応援体制を位置付けるほか、被災者支援システムの活用方法等、未計画である災害対応の詳細について個別マニュアルの策定※等により位置付ける。
- 災害対応が長期化することによる職員の健康状態悪化を抑止すべく、平時から健康管理体制の整備に努める。

※：上尾市受援計画及び災害対応に関わる個別マニュアルの一部は令和5年度に策定予定

6.3 庁舎等

◆担当部署；【総務部】総務課、危機管理防災課、【施設所管課等】

現状

発災時の業務継続には本庁舎等施設の使用が前提となる。市本部設置場所となる本庁舎は、2.2 被害想定では震度 6 強となるが、平成 3 年に竣工され新耐震基準を満たしており、倒壊を免れる可能性がある。

万一、本庁舎が被災し使用不能となった場合は、地域防災計画に基づき、防災副拠点である上尾市文化センター、市民体育館、上平公園を代替施設として使用するものとする。

また、災害時の主な参集先となる本庁舎別館や第三別館、各支所のほか、その他市有施設については、2.2 被害想定で震度 7 から震度 6 弱が想定されているが、ほとんどの施設が昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認申請が受理された新耐震基準を満たす建物、又は耐震改修により新耐震基準を満たした建物であり、一定程度の耐震性を確保している状況にある。

表 6-2 本庁舎が使用不能となった場合の代替施設

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度 (危険性無:○) (危険性有:×)		付帯施設・事務機器等				防災上の 役割の重複 (重複なし:○) (重複あり:●)	本部機能を 持たせるような 大きな会議室 があるか
		最大 震度	洪水	非常用 発電機 /燃料	通信機器	水・食料 ・トイレ	事務機器 ・備品		
上尾市文化センター	S46 ○	6 弱	○	有 (軽油)	電話 FAX インターネット	無 (運搬すれば対応可)	有 コピー機	○	○
市民体育館	S55 ○	6 強	○	無	電話 FAX インターネット	無 (運搬すれば対応可)	有 コピー機	● 指定避難所 指定緊急避難場所 物資の集配施設	○
上平公園	H10 ○	7	○	有 自家発電 (72h) (軽油)	電話 FAX インターネット	有	有 コピー機	● 指定緊急避難場所 物資の集配施設	×

今後の方針

○災害時に庁舎等が被災し使用不能となった場合、速やかに代替施設へ機能移転できるよう、各課の移転先の割り振りを検討しておく等の対策に努める。

6.4 電力

◆担当部署；【総務部】総務課、危機管理防災課、【施設所管課等】

現状

災害に伴い停電が発生することが想定されるが、業務継続に向けては、パソコンや通信手段の使用をはじめ、電力確保が必須である。

本庁舎では、停電発生時における最低限必要な電力確保に向け、地下1階自家発電室に非常用電源と燃料を備蓄しており、約24時間の運転が可能であるが、国で推奨される72時間の運転継続に向けては更なる燃料の追加が必要となっている。

また、非常用電源による電力供給先は、本庁舎3階の一部（市長政策室秘書政策課の執務室、庁議室）及び第三別館等、一部に限定されており、その他多くの執務室では停電時に非常用電源による電力供給がなされず、電力を使用したい場合は第三別館等、一部の非常用電源による電力供給先へ移動する必要がある。

このほか、各消防庁舎や上下水道部庁舎、東保健センター、上尾伊奈斎場つつじ苑等、一部施設で非常用電源や燃料を確保している。燃料の更なる確保対策としては、埼玉県石油商業組合上尾支部と災害時の応援協定を締結しており、燃料の優先供給が図られる体制を構築している。

■非常用電源による電力供給先

- 執務室（本庁舎3階の市長政策室秘書政策課執務室、庁議室、第三別館、各消防庁舎、上下水道部庁舎、東保健センターほか）
- 消防設備関係
- 直流電源装置（非常照明・受変電機器動作電源）
- 電話交換機
- エレベーター
- 汚水・雑用水・湧水ポンプ

※非常用電源により電力供給される執務室においても、停電時は通信LANケーブルが接続されるネットワーク機器に電力が供給されないことにより、パソコンや情報システムが使用できないケースが想定される。

今後の方針

- 非常時優先業務を行う全ての執務室で停電時に電力が使用できるよう対策を図る。
- 非常用電源が確保されている施設の一部において、非常用電源に接続されるコンセントを識別しておくなど、停電時に非常時優先業務に必要なパソコン等機器を確実に使用できるようにしておく。

6.5 通信手段

◆担当部署；【総務部】総務課、危機管理防災課、【消防本部】指令課、【各課】

現状

災害時には電話の輻輳や、設備故障等による通信の不通をはじめ、機器の特性によっては天候不順等による通信障害が想定され、円滑な情報共有に向け、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保が求められる。

本市では、災害時に向け以下に示す多様な通信手段を保有している。特に災害時優先電話や衛星電話は、総務部危機管理防災課のほか、被災者支援に重要な市民生活部市民協働推進課や各支所等を中心に、概ね計画的に配置されている。また、指定避難所にはIP無線機を配置しているほか、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置しており、一定程度の冗長性が確保された状況にある。

表 6-3 本市が保有する通信手段

通信手段	種別詳細	局数・台数・回線数
上尾市防災行政無線（同報系）	親局	1局
	遠隔制御装置	2局
	屋外拡声子局	122局
	戸別受信機	84台
埼玉県防災行政無線（地上系）	専用電話機	2台
	一斉受令用端末	2台
	FAX	2台
埼玉県防災行政無線（衛星系）	専用電話機	2台
	一斉受令電話機	3台
	一斉受令用端末	2台
	FAX	2台
災害時優先通信	電話	21回線（うち本庁舎；3回線）
	FAX	53回線（うち本庁舎；6回線）
	災害時特設公衆電話	148回線（50箇所の指定避難所に設置）
衛星電話		12回線（うち本庁舎；4回線）
MCA無線機		13回線（全て本庁舎）
IP無線機		102回線（うち本庁舎；39回線）

今後の方針

○速やかな上尾地区の地域対応に向け、上尾地区本部における、災害時につながりやすい通信手段の確保を検討する。

○通信手段の適切な維持管理や防災訓練での継続的な使用を通して、災害時の使用に関わる実行性を確保しておく。

6.6 情報システム及び行政データ

◆担当部署；【総務部】IT推進課、危機管理防災課、【各課】

現状

庁舎等や情報システム、ネットワークが被災した場合でも、情報システムや重要な行政データを冗長的に管理・運用しておくこと、又は被災したシステムやネットワークを速やかに復旧することにより、迅速に行政機能を回復し業務継続することが求められる。

本市の総合行政システムのサーバは、災害リスクの低い立地環境にあり、かつ耐災害性の高い設備環境を有するデータセンターに格納され、常時管理体制が整備されている。また、同システムサーバの被災に伴う機能停止を想定し、別の特定場所（以下、「施設A」という。）にバックアップシステムを設置しており、システムサーバの管理及び運用において冗長性を確保している。

同システムの保守契約に当たっては、障害時の保守対応が含まれており、災害時にシステム障害が発生した場合は、現行の契約内で保守対応が行われることとなる。なお、同システムには保守対応のための専用回線を敷設しており、障害発生時には、保守委託業者による遠隔操作が可能となっているほか、障害発生から1時間以内に来庁可能な業者のみに委託しており、各システムの保守委託業者の緊急連絡網も作成する等、来庁による保守対応の実行性も確保している。

また、停電時に非常用電源への切り替えが不能になるケースや、時間を要すケースも想定し、安全かつ速やかに同システムをシャットダウンできるよう、無停電電源装置を整備している。

以上のように、総合行政システムについては、取り得る対策を十分に講じている状況にある。

このほか、総合行政システム以外のシステムについては、各課が個々に保守契約を締結し、特定の場所に格納されている。外部組織から接続できない仕組みとしていることから、障害発生時の保守委託業者による遠隔操作は不可となるが、障害発生時の速やかな保守対応に向け、各システムの保守委託業者の緊急連絡網を作成している。

今後は、標準準拠システムに移行する20業務のシステムについて、デジタル庁が推進している行政共通のクラウドサービス「ガバメントクラウド」に移行することが検討されている。

重要な行政データについては、約4分の3が電子データで、約4分の1が紙文書で保管されている。電子データで保管されている情報については、被災者台帳及び口座振込み情報等を除き、概ねバックアップが確保できているものの、紙文書で保管されている情報のバックアップは約4分の1に留まる。

被災に伴う停電を想定した場合、情報システム自体が稼働を継続できた場合でも、執務室によっては非常用電源が使用できず、また、通信LANケーブルが接続されるネットワーク機器に電力が供給されないことにより、パソコンが使えず、結果、情報システムや行政データを取り扱えない可能性が想定される。

■停電時におけるシステム及び行政データの使用可否について

システムサーバはクラウドを除き主に非常用電源が配備された施設Aにあり、施設A内のシステム自体は停電時も非常用電源により電力供給されるが、システムを扱うパソコン等の端末機器が非常用電源の供給されない部署（以下の「非常用電源が使用可能と想定される部署」以外の部署）にある場合、停電時にシステムは使用できなくなる。なお、通信LANケーブルが接続されるネットワーク機器に電力供給がされない場合、通信できず、行政データも使用不可となる。

＜非常用電源が使用可能と想定される部署＞

- ・本庁舎3階の秘書政策課（※1）
- ・第三別館のIT推進課、人権男女共同参画課
- ・消防庁舎の一部部署（※2）
- ・上下水道部庁舎の経営総務課・業務課・水道施設課・下水道施設課

※1：停電時には通信LANケーブルが接続されるネットワーク機器に電力供給がされないため、通信は使用不可となる。

※2：消防本部庁舎では非常用電源が本部2階大会議室及び団長室に使用が限定されている。その他庁舎では、多くが停電時に通信LANケーブルが接続されるネットワーク機器に電力供給がされないため、通信は使用不可となる。

今後の方針

- 特にバックアップを確保していない行政データが被災に伴い使用できないことのないよう、バックアップの確保に努める。
- 施設Aにある総合行政システム以外のシステムが被災した場合にも、速やかな復旧・保守が行われるよう、必要に応じて保守委託の内容の見直しを図る。
- 将来的なガバメントクラウドへの移行に向け、ガバメントクラウドの耐災害性について確認し、バックアップ方法等の検討を進める。

6.7 執務環境

◆担当部署；【総務部】総務課、危機管理防災課、【各施設所管課等】

現状

書棚等の転倒やガラスの飛散に伴う人的被災や通路妨害により、非常時優先業務の実施に支障を来さないよう、執務環境の整備が必要である。

書棚等の転倒防止対策については、上尾伊奈斎場つつじ苑等、一部の施設で壁面固定等の対策が図られている。ガラスの飛散防止対策については、これら施設のほか、上下水道部庁舎等にて、ガラス飛散防止フィルム貼付けや、ワイヤー入りのガラスの取付け等の対策が実施されている。いずれの対策においても多くの庁舎等施設が未実施の状況にある。

今後の方針

○円滑な非常時優先業務の実施に向け、執務室内の被害を最小限に留めるべく、書棚等の転倒防止対策やガラスの飛散防止対策の推進等、執務環境の整備に努める。

6.8 水及び食料等

◆担当部署；【総務部】職員課、危機管理防災課

現状

業務継続には、職員の体力・健康維持が前提となる。水及び食料について発災3日目までは、地域防災計画に基づき、災害救助従事者1,650人のうち消防職員を除く1,200人の必要3日分のうち、1日分を市で備蓄し、残り2日分を職員等による持参で対応するものとする。

現況では、本庁舎に水5,000ℓ、東部浄水場倉庫に水6,000ℓ、上平球場備蓄倉庫に食料3,600食が備蓄されており、数量は職員数に対し充足している。水の備蓄は十分であるものの、食料については上平球場備蓄倉庫から輸送する必要があるが生じ、災害時の即応性が懸念される。

なお、消防職員450人分については別途、消防本部で備蓄することを地域防災計画で位置付けており、数量が明確でないものの、備蓄が進められている。

発災4日目以降については、民間事業者や他自治体と災害時における水・食料の優先供給に関する協定を締結しており、流通備蓄での対応を基本とする。

【参考；市で備蓄が必要な職員1,200人×1日分の水・食料】

○水； 1,200人×500ml/人・日=600ℓ/日

○食料； 1,200人×3食/人・日=3,600食/日

今後の方針

- 平時から備蓄食料を各参集先へ配分しておくなど、災害時に食料を速やかに職員に供給できる体制の確保に努める。
- 1 日分の備蓄水・備蓄食料を確実に供給できるよう、適切な更新等、維持管理を行う。
- 2 日分の水・食料等の職員各自による持参について確実に実現できるよう、職員へ啓発する。

6.9 トイレ

◆担当部署；【総務部】総務課、危機管理防災課、【上下水道部】下水道施設課

現状

上下水道施設や管路の被災に伴い、参集先でトイレが使用できない可能性が想定される。

被災者向けとして、地域防災計画等に基づき災害用マンホールトイレを整備するとともに、簡易トイレ等の備蓄や、民間事業者等と災害時における仮設トイレの優先供給に関する協定を締結している。一方で、災害対応に従事する職員のみを対象とした携帯トイレの備蓄は一部の出先機関で保有している限りであり、職員の多くが参集する本庁舎や支所では保有していない。

今後の方針

- 災害対応に従事する職員が優先して使用できるよう、職員向けに携帯トイレの備蓄の確保に努める。

6.10 公用車

◆担当部署；【総務部】総務課、【各課】

現状

本市の公用車として自動車や自転車を保有している。休止業務により公用車の通常利用は減少するものの、応急対策業務により人や資機材等の資源の輸送が新たに必要となり、公用車の利用機会が増大することが想定される。

災害時にはガソリンスタンドの被災や一時的な燃料需要の増加により、燃料を入手できない可能性が想定されるが、埼玉県石油商業組合上尾支部と災害時における燃料の優先供給に関する協定を締結しており、燃料の確保体制は一定程度確保できている。

また、公用車の運転には職員の運転登録が前提となるが、本市の運転登録者は増加している。

今後の方針

- 公用車の適切な維持管理を行い、災害時の使用に関わる実効性を確保しておく。
- 運転登録を推進する等、公用車を運転可能な人員を継続して確保する。

7. 業務継続マネジメントによる継続的改善

7.1 教育・訓練の実施

発災時に適切に対応し業務を継続できるよう、防災上の知識、職員としての責務や役割等について理解を深めるべく、本計画によるほか、講習会や訓練等、様々な機会を設けて実施する。

特に発災直後からの柔軟な判断・実践を可能とするためには、定期的かつ継続的な訓練の実施が望まれる。訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類がある。訓練の目的や訓練により得られる効果を考慮し、適宜、必要な訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、災害時に想定を超えて参集不可となる職員が発生する可能性も念頭に、職責に必要以上に執着せず、個々の職員が置かれた状況での責任を果たせるよう、組織として業務継続できる仕組みの構築を目指すものとする。

訓練の実施後は、本計画の実効性を向上させるべく、実施により得られた課題を速やかに本計画へ反映する。

7.2 業務継続マネジメントによる継続的改善

業務継続計画は、できることから取組みを開始し、その後、継続的に見直し・改善に取り組みながら、より実効性のある計画としていくことが重要である。

そのため、まずは本計画で位置付ける各種対策を実施するとともに、7.1で前述した講習会等の教育を行い、計画を運用していくこととなる。

さらに、訓練や実際の災害対応を通じて得られた課題、各種対策の進捗状況の確認を踏まえ、改善策や本計画の更新事項を検討の上、PDCAサイクルに基づく業務継続マネジメントにより、本計画を継続的に見直し、改善していくことが必要となる。

なお、本計画では初めのステップとして、他の危機事象についても応用できるような計画とし、より業務継続が困難な状況として、本庁舎が最も被害を受ける災害である、関東平野北西縁断層帯地震を想定した。今後は、他の危機事象についても対応の実効性を確保すべく、想定災害を拡充し、被害想定に基づく対応を計画に反映しておく必要があるとともに、想定災害が更新された場合は、本計画の見直しを速やかに行うことが望まれる。

このほか、防災基本計画改正、地域防災計画改定、個別マニュアルの策定・更新、人事異動や組織改編等が生じた場合は、必要に応じて非常時優先業務や配置予定人数等、本計画の見直しを行うものとする。

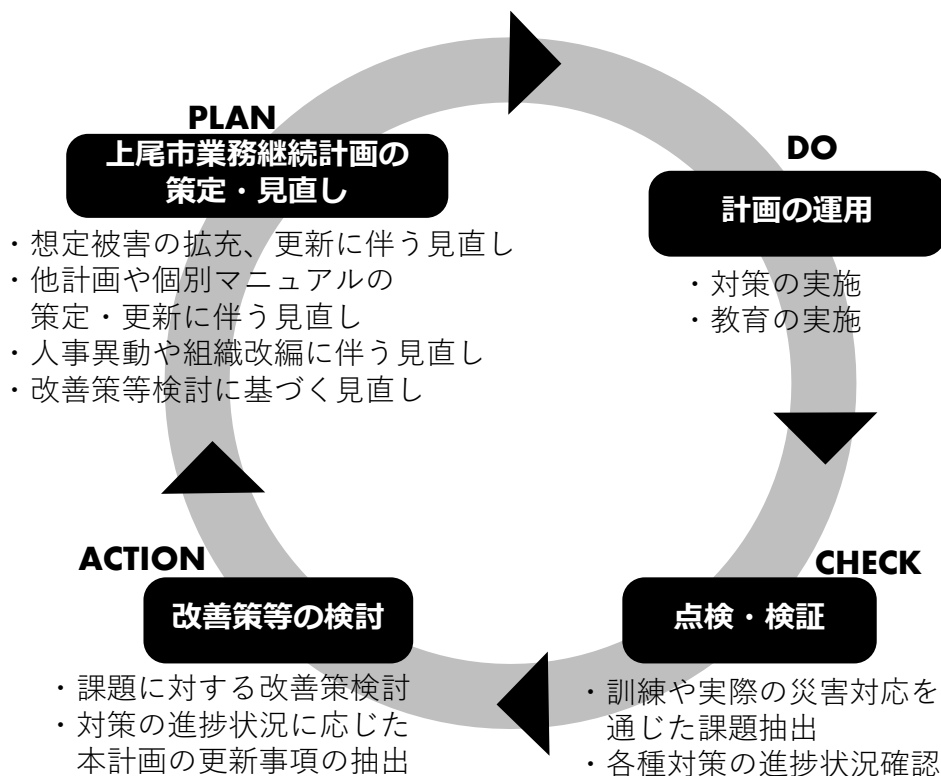


図 7-1 PDCA サイクルに基づく業務継続マネジメントの概念図

7.3 全庁体制による計画の推進

業務継続マネジメントにより、本計画の推進が求められる。非常時優先業務の実施に当たっては、人員や資機材等の資源を最大限活用する必要があり、そのためには組織横断的な合意形成等が前提となる。

したがって、本計画の事務局を危機管理防災課としつつも、組織横断的に全庁体制で協力し、本計画を推進するものとする。

●改訂履歴

No	改訂日	改訂内容
1	令和2年3月27日	地震編から大規模災害編へ改定 組織再編の内容反映 国のガイドラインに沿った内容に改定
2	令和2年9月30日	職員参集想定の修正 業務別目標着手時間の修正 職員配備体制の修正
3	令和3年8月20日	通信手段に関する情報の更新 職員参集想定の修正 業務別目標着手時間の修正
4	令和5年3月31日	職員参集想定の修正 市有施設等のリソース情報の修正 通信手段に関する情報の修正 重要な行政データのバックアップの修正 非常時優先業務の修正 業務継続に関わる現状と今後の方針の修正

上尾市業務継続計画【大規模災害編】

平成25年3月策定

令和5年3月改定

編集発行：上尾市総務部危機管理防災課

上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-5140
